

変 更 事 項 (規則第3条の2)		軽微な変更（変更内容）		計画変更	
				変更内容	手数料の算定面積(床面積に換算して計算)
第1号	道路の幅員	幅員が大きくなる	都市計画区域等で、敷地境界線が変更されない場合に限る	左記以外	床面積30㎡×1/2
	接道長さの変更	全て	変更後の敷地が道路に接する部分の長さが2m以上である場合に限る	左記以外	
第2号	敷地面積	増加	－	左記以外 (例:敷地延長部分が位置指定道路に変更)	床面積30㎡×1/2
	敷地境界線の位置	変更	変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く	左記以外	
第3号	建築物の高さ	減少	最低限度が定められている場合を除く	左記以外 (例:斜線制限に後退距離緩和適用、天空率適用、盛土による地盤高の増加、屋根材変更に伴う高さの増加)	床面積30㎡×1/2
第4号	階数	減少	－	左記以外	床面積30㎡×1/2
第5号	建築面積	減少	日影規制の対象で、建築物の外壁が後退しない場合及び建築面積の最低限度が定められている場合を除く	左記以外	増加する部分の面積×1/2
第6号	床面積	減少	都市計画区域内等の建築物の場合は、次のイ、ロは除く イ 延べ面積の増加 ロ 容積率の最低限度が定められているもの	増加 (同一棟の既存部分が増加する変更、撤去予定の既存建物を残存する変更を含む)	増加する部分の面積
第7号	用途の変更	－	令第137条の18で指定する類似の用途相互間におけるものに限る	左記以外 例)住宅の一部を店舗などの用途に変更	変更する部分の面積×1/2
第8号	構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床板、屋根版又は横架材(小はりその他これらに類するものに限る)	位置の変更	変更に係る部材及び当該部材に接する部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る	左記以外	床面積30㎡×1/2
第9号	構造耐力上主要な部分である部材	材料又は構造の変更	建築材料の変更がなく、強度又は耐力が減少しないこと及び第13号の表*に掲げる材料又は構造への変更に限る	左記以外	床面積30㎡×1/2
第10号	変更後も仕様規定のみで法適合を確認できるもの(構造耐力上主要な部分である部材)	①材料若しくは構造の変更 ②位置の変更	変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更を除く ただし、令第46条第3項に基づく火打材、令第46条第4項に基づく壁・筋かいの建築材料の異なる変更については、軽微変更に該当	－	－
第11号	構造耐力上主要な部分以外の部分で、屋根ふき材、内装材(天井を除く)、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁	材料若しくは構造の変更又は位置の変更	第13号の表*に掲げる材料又は構造の場合は、第13号の表*の左欄から右欄への変更(準不燃材料から不燃材料など、同等品以上への変更)に限る 間仕切り壁にあつては、主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く	左記以外	床面積30㎡×1/2
第12号	構造耐力上主要な部分以外の部分である天井	材料若しくは構造の変更又は位置の変更	第13号の表*に掲げる材料又は構造の場合は、第13号の表*の左欄から右欄への変更(防火構造から防火構造、準耐火構造、耐火構造など、同等品以上への変更)に限る 特定天井の場合、建築材料の変更がなく、強度若しくは耐力が減少しないこと 特定天井以外の場合は、特定天井とする変更を除く	左記以外	床面積30㎡×1/2
第13号	第13号の表*に掲げる材料又は構造(防火材料、シックハウス使用建築材料)	材料又は構造の変更	第13号の表*の左欄から右欄への変更(F☆☆からF☆☆☆など、同等品以上への変更)に限る	左記以外	床面積30㎡×1/2
第14号	井戸	位置の変更	くみ取便所の便槽との間の距離が短くなる変更を除く	左記以外	床面積30㎡×1/2
第15号	開口部	位置及び大きさの変更	次のイ又はロに掲げるものを除く イ 令第117条の規定により令第5章第2節の規定の適用を受ける建築物の開口部に係る変更で次の(1)及び(2)に掲げるもの (1)当該変更により令第120条第1項又は令第125条第1項の歩行距離が長くなるもの (2)令第123条第1項の屋内に設ける避難階段、同条第2項の屋外に設ける避難階段又は同条第3項の特別避難階段に係る開口部に係るもの ロ 令第126条の6の非常用の進入口に係る変更で、進入口の間隔、幅、高さ及び下端の床面からの高さ並びに進入口に設けるバルコニーに係る令第126条の7第2号、第3号及び第5号に規定する値の範囲を超えることとなるもの	左記以外	床面積30㎡×1/2
第16号	建築設備	材料、位置又は能力の変更	性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く	左記以外 ・処理方式の変更、処理対象人員の変更(大臣認定浄化槽に変更するものを除く) 汲み取りから浄化槽への変更	床面積30㎡×1/2
第17号	第1号から第16号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度、並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの			－	－

* 第13号の表：規則第3条の2第1項に規定する表「改正建築基準法2階建ての木造1戸建て住宅(軸組工法)等の確認申請・審査マニュアル」P151表4-2

※ ・計画変更該当する内容であっても、審査特例に該当する変更については、軽微な変更として扱う

- ・変更事項が複数の号にわたる場合は、該当する号の算定面積の合計により算定する
- ・算定した床面積が当初申請の床面積を超える場合は、当初申請の床面積を上限とする
- ・確認申請手数料表は、当初申請時の手数料表(別表第1、別表第2、別表第3)による

表4-2 軽微な変更該当する変更前後の仕様の組合せ

変更前の仕様	左欄から変更可能な仕様
不燃材料	不燃材料
準不燃材料	不燃材料又は準不燃材料
難燃材料	不燃材料、準不燃材料又は難燃材料
準耐火構造	耐火構造又は準耐火構造(変更後の構造における加熱開始後構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない時間、加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない時間及び屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じない時間が、それぞれ変更前の構造における加熱開始後構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない時間、加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない時間及び屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じない時間以上である場合に限る。)
防火構造	耐火構造、準耐火構造又は防火構造
令第 109 条の 3 第1項第1号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第 109 条の 3 第1項第1号の技術的基準に適合する構造
令第 109 条の 3 第1項第2号ハの技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第 109 条の 3 第1項第2号ハの技術的基準に適合する構造
令第 115 条の 2 第 1 項第4号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第 115 条の 2 第1項第4号の技術的基準に適合する構造
令第 109 条の 9 の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は令第 109 条の 9 の技術的基準に適合する構造
令第 136 条の 2 の 2 の技術的基準に適合する構造	令第 136 条の 2 の 2 の技術的基準に適合する構造
令第 109 条の 8 の技術的基準に適合する構造	令第 136 条の 2 の 2 の技術的基準に適合する構造又は令第 109 条の 8 の技術的基準に適合する構造
特定防火設備	特定防火設備
令第 114 条第 5 項において準用する令第 112 条第 21 項の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備又は令第 114 条第 5 項において準用する令第 112 条第 21 項の技術的基準に適合する防火設備
令第 109 条の 2 の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第 114 条第 5 項において準用する令第 112 条第 20 項の技術的基準に適合する防火設備又は令第 109 条の 2 の技術的基準に適合する防火設備
令第 110 条の 3 の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第 114 条第 5 項において準用する令第 112 条第 21 項の技術的基準に適合する防火設備、令第 109 条の 2 の技術的基準に適合する防火設備又は令第 110 条の 3 の技術的基準に適合する防火設備
令第 136 条の 2 第1項第 3 号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第 137 条の 10 第1項第4号の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第 114 条第 5 項において準用する令第 112 条第 21 項の技術的基準に適合する防火設備、令第 109 条の 2 の技術的基準に適合する防火設備、令第 110 条の 3 の技術的基準に適合する防火設備、令第 136 条の 2 第1項第3号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第 137 条の 10 第1項第4号の技術的基準に適合する防火設備
第2種ホルムアルデヒド発散建築材料	第1種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料
第3種ホルムアルデヒド発散建築材料	第1種及び第2種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料
第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料

変更事項 (規則に明記されていない変更)		軽微な変更（変更内容）	計画変更	
			変更内容	手数料の算定面積 (床面積に換算して計算)
i	地名地番の変更	分筆・合筆等により地番が確定 ・敷地形状や敷地面積の変更がない ・敷地面積が増加(敷地に欠ける部分が生じずに広がる場合)	-	-
ii	配置の変更	平行移動、斜め移動、回転移動で基準法への適合が明らかなもの (ただし、回転移動については90度までとする。)	左記以外	床面積30㎡×1/2
		例)道路斜線 ・建物が道路から離れる場合 ・建物が道路に近づくが、適合が明らかな場合	・建物が道路に近づき、後退距離の緩和又は天空率を適用する場合	
		例)第1種又は第2種低層住居専用地域内 ・移動しても外壁後退線にかからない場合 ・建物が北側から離れる場合 ・建物が北側に近づくが適合が明らかな場合	・外壁の後退線にかかる場合 ・北側斜線に天空率を適用しないと適合しない場合	
		例)準防火地域 ・移動しても新たに延焼ライン内に建物がかからない場合 ・新たに延焼ライン内に建物がかかるが、外壁・軒裏仕上げ・防火設備を変更する必要がない場合	・延焼ライン内に建物が新たにかかり、外壁・軒裏の仕上等を変更する場合、又は防火設備が増える場合	
		例)22条指定区域内 (※特例1号、3号の場合はすべて軽微) ・移動しても新たに延焼ライン内に建物がかからない場合 ・新たに延焼ライン内に建物がかかるが、外壁仕上げを変更する必要がない場合	左記以外	
iii	シックハウス換気 (気積変更・換気設備変更)	・気積の減 ・機械能力の増 ・法適合が明らかな気積の増 ・法適合が明らかな機械能力の減	・換気方式の変更 ・気積の増(軽微な変更以外) ・機械能力の減(軽微な変更以外)	床面積30㎡×1/2 ※第16号 建築設備の変更に含む
iv	火気使用	(※施行令第10条特例1号、3号の場合はすべて軽微) ・ガスコンロからIHコンロへの変更	左記以外（施行令第10条特例4号） ・IHコンロからガスコンロへの変更 ・薪ストーブ設置	床面積30㎡×1/2
v	小屋裏収納	小屋裏収納の設置または面積増加 (存在する階の1/2以内、かつ内法高さ1.4m以下等の条件を満たすもの)	左記以外	床面積として増加する部分の面積 ※第6号 床面積の変更に含む
vi	間取り変更	変更部分が2～3か所程度で限定的であり、居室の採光・換気・排煙及びシックハウスの気積(換気ルート)などに影響を及ぼさないもの ※特例にかかる部分の変更は軽微	左記以外 ・間取りの反転 ・過半の間取り変更など	床面積30㎡×1/2
		例)階段の形状変更に伴い、廊下、トイレの形状を変更するが、上記に該当	左記以外	
		例)間取りを左右反転するが、全ての居室の採光・換気・排煙計算及びシックハウスの気積(換気ルート)などの算定に影響を及ぼさないもの (開口部の変更がほぼ全て軽微となっているため)	左記以外	
vii	構造・工法の変更 (面積、間取りの変更なし)	-	例)型式認定を在来工法に変更 (施行令第10条特例1号から3号・4号への変更)	延べ面積の×1/2